

機能性表示食品の関与成分の含有量 試験を実施しています。

平成27年4月1日より施行された食品表示法に基づく食品表示基準において、事業者が食品の安全性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度です。

当会は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく厚生労働省の登録検査機関及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく登録試験機関であることから、**第三者機関として、機能性関与成分の含有量の確認試験のお手伝いを致します。**

実施可能な機能性関与成分(抜粋)

成分名	主な由来
EPA、DHA	魚
β-クリプトキサンチン	かんきつ類 など
ノビレチン	かんきつ類(果皮)
カテキン類	茶
メチル化カテキン類	茶
γ-アミノ酪酸	野菜・玄米
リコピン	トマト
ルチン	(韃靼)そば
テオブロミン	カカオ
難消化性デキストリン	(食物繊維として)
⋮	⋮

その他実施可能な機能性成分につきましては、各事業所窓口まで、お気軽にお問い合わせください。



一般財団法人 食品環境検査協会

JAPAN INSPECTION ASSOCIATION OF FOOD AND FOOD INDUSTRY ENVIRONMENT

東京 03(3522)2331 横浜 045(201)7031 清水 054(353)0181
神戸 078(302)7771 福岡 092(291)9851